

平成29年11月21日

公益財団法人 金融情報システムセンター

第59回 安全対策専門委員会 議事録

I 開催日時：

平成29年11月21日(火) 15:00～16:00

II 開催場所：

F I S C会議室

III 出席者(順不同・敬称略)

座長	細溝 清史	公益財団法人金融情報システムセンター 理事長
副座長	淵崎 正弘	株式会社日本総合研究所 代表取締役社長
委員	花尻 格	株式会社三菱東京UFJ銀行 システム企画部 副部長
	持田 恒太郎	株式会社三井住友銀行 システム統括部 システムリスク統括室 室長
	山田 満	株式会社南都銀行 システム部 部長
	堤 英司	みずほ信託銀行株式会社 IT・システム統括部 システムリスク管理室 室長
	星子 明嗣	株式会社東京スター銀行 執行役
	蓮實 豊	(代理出席) 一般社団法人全国信用金庫協会 事業推進部 主任調査役
	内田 満夫	全国信用協同組合連合会 システム業務部 部長
	岡部 剛久	労働金庫連合会 統合リスク管理部 部長
	今嶋 治	(代理出席) 農林中央金庫 IT統括部 副部長

石井 朗 (代理出席) 株式会社商工組合中央金庫
システム部 調査役

小梶 顯義 第一生命保険株式会社
I Tビジネスプロセス企画部 部長

中川 彰男 (代理出席) 三井住友海上火災保険株式会社
I T推進部 I T管理チーム 次長
兼コンプライアンス部 情報資産管理チーム 次長

荒木 冬湖 (代理出席) 野村ホールディングス株式会社
I T統括部 ヴァイスプレジデント

白井 大輔 (代理出席) 三井住友カード株式会社
システム企画部 上席審議役

岡田 拓也 日本銀行 金融機構局 考査企画課
システム・業務継続グループ長

安富 潔 慶應義塾大学 名誉教授
京都産業大学 法務研究科客員
法教育総合センター長
弁護士(渥美坂井法律事務所・外国法共同事業)

鈴木 健一 (代理出席) 株式会社N T Tデータ
金融事業推進部 技術戦略推進部
プロジェクトサポート担当 課長

松野 徹 N T Tコミュニケーションズ株式会社
ソリューションサービス部
第二プロジェクトマネジメント部門
第一グループ担当部長

栗津 濃 沖電気工業株式会社
金融・法人ソリューション事業部
プロジェクトマネジメントオフィス 室長

堀井 康司 日本アイ・ビー・エム株式会社
金融インダストリーソリューション
第一ソリューション推進
ソリューションマーケティング担当 営業部長

加納 清 日本電気株式会社
金融システム開発本部 シニアエキスパート

森下 尚子 日本ユニシス株式会社
ファイナンシャル第三事業部
ビジネス企画統括部 次世代ビジネス企画部
事業推進グループ 事業推進グループマネージャー

	柿本 薫	株式会社日立製作所 金融第一システム事業部 事業推進本部 本部長
	服部 剛	(代理出席) 富士通株式会社 金融・社会基盤営業グループ 金融リスクマネジメント室 室長
	上田 直哉	NR I セキュアテクノロジーズ株式会社 マネジメントコンサルティング部 部長
	梅谷 晃宏	アマゾンウェブサービスジャパン株式会社 セキュリティ・アシュアランス本部 本部長 日本・アジア太平洋地域担当
	瀧 俊雄	一般社団法人 Fintech 協会 アドバイザー
オブザーバー	片寄 早百合	金融庁 検査局 総務課 システムモニタリング長 主任統括検査官
検討委員	伊藤 武男	株式会社三菱東京UFJ銀行 システム企画部 事務・システムリスク統括室 サイバーセキュリティ推進グループ 上席調査役
	山口 康隆	株式会社三井住友銀行 システム統括部 システムリスク統括室 システムリスク管理グループ グループ長
	大門 雄介	(代理出席) 株式会社南都銀行 経営企画部 東京事務所 協会担当
	安藤 弦	みずほ信託銀行株式会社 IT・システム統括部 システムリスク管理室 調査役
	吉原 丈司	株式会社東京スター銀行 IT戦略部 部長
	嶋村 正	信組情報サービス株式会社 企画部 部長
	猿渡 耕二	労働金庫連合会 統合リスク管理部 システムリスク管理グループ 次長
	佐々木 達典	(代理出席) 第一生命保険株式会社 IT ビジネスプロセス企画部 課長補佐
	羽太 英哉	沖電気工業株式会社 金融・法人ソリューション事業部 プロジェクトマネジメントオフィス シニアスペシャリスト

	鎌田 美樹夫	日本アイ・ビー・エム株式会社サービス事業統括 銀行・FM ソリューションズ担当部長
	碩 正樹	日本電気株式会社 プラットフォームサービス事業部 主任
	後藤 茂成	日本ユニシス株式会社 ファイナンシャル第三事業部 ビジネス企画統括部 次世代ビジネス企画部 事業推進グループ チーフ・コンサルタント
	宮崎 真理	株式会社日立製作所 金融第一システム事業部 事業推進本部 システム統括部 CSIRT グループ 主任技師
	太田 海	NR I セキュアテクノロジーズ株式会社 マネジメントコンサルティング部 上級セキュリティコンサルタント
オブザーバー	市村 雅史	金融庁 検査局システムモニタリングチーム専門検査官
FISC 委員	高橋 経一	公益社団法人金融情報システムセンター
	和田 昌昭	公益社団法人金融情報システムセンター
FISC(事務局)	小林 寿太郎	企画部 部長
	松本 浩之	監査安全部 総括主任研究員
	丸山 亨嗣	監査安全部 総括主任研究員
	名取 政人	監査安全部 総括主任研究員

IV 議事内容

1. 開会

○和田監査安全部長 それではお時間になりましたので、「第 59 回安全対策専門委員会」を開催いたします。本日はお忙しい中お集まりいただきまことにありがとうございます。公益財団法人金融情報システムセンター監査安全部の和田です。

(資料確認、委員紹介等のため省略)

それでは、議案に入らせていただきます。なお、前回の委員会においてもご案内させていただきましたとおり、本日の専門委員会では会員意見募集を開始してよいかというご審議をいただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

では、ここからの議事進行は、副座長の瀧崎様にお願いいたします。

2. 議案 1

○瀧崎副座長 副座長の瀧崎です。それでは、【議案 1】外部委託基準改訂の検討結果について、事務局の丸山総括主任研究員よりご説明をお願いします。

○丸山総括主任研究員 事務局の丸山です。ではお手元に【資料 1-1】～【資料 1-3】をご用意ください。

まず【資料 1-1】ですが、外部委託基準改訂の検討結果についてご説明いたします。前回ご提示しました論点 4、クラウド固有の管理策に関する基準の位置づけについて各委員との意見交換を行いました。

前回の論点 4につきましては、その下の表にございますが、クラウド固有の管理策としての基準である【統 24】について、基礎基準、付加基準のいずれに整理するのが適当かということでお伺いしました。事務局の対応方針としては、付加基準と整理するのがよいのではないかとご説明したところ、これについては基礎基準がよいのではないかとのご意見が委員会場で出ました。

この件につきまして意見交換を行わせていただきまして、事務局にて検討した結果、外部の統制に関する基準、こちらについては全て基礎基準と位置づけた上で、クラウド固有の管理策に関する基準については、Fintech の有識者検討会の提言を反映する形で、原案を修正することといたしました。なお、その他基準を含めいただいたご意見については、【資料 1-2】外部委託関連基準に関する各委員からのご意見・対応方針として、後程ご説明させていただきます。

では、その下の表ですが、主なご意見の欄に整理いたしました。

まず 1 点目として、外部の統制に関する基準は全て基礎基準に位置づけるべきであり、クラウドサービスを利用するシステムが多様化する状況においても分離すべきではないという意見、2 点目は【統 24】には特定システム以外でもリスク特性に応じて実施すべき、あるいは考慮すべき内容が含まれると考えられるため、注意喚起を行う意味でも基礎基準とすべきではないかというご意見となります。

こちらのご意見を踏まえまして、外部の統制に関する基準、こちらは全て基礎基準、全てといたしますのは、資料 1-1 の脚注にございます「共同センター」と「金融機関相互の

システムネットワークのサービスの利用」の2つを併せて基礎基準と位置づけることといたしました。さらに【統 24】につきましては、報告書の内容を反映し、「クラウドサービスを利用する場合、利用するサービスの内容及びリスク特性等に応じて・・・が必要である」というふうに修正を加えるとともに、特定システムにおいては、この措置が必要であるとして文章を修正いたしました。

修正後の原案は、資料を1つ飛ばしまして【資料1-3】のA4のとじ込みの資料、基準原案の12ページ目となります。前回まで【統 27】と呼んでいましたが、番号を詰めましたので【統 24】となっております。

【統 24】では、「1.クラウドサービスを利用する場合、クラウド事業者の選定時に利用するサービスの内容及びリスク特性等に応じて統制対象クラウド拠点を把握する必要がある」としています。その後ろに赤字で、「なお、特定システムにおいては、この措置は必要である」を追加しています。1番、2番について同様の修正を加えております。

3番につきましては、監査に関する事項ですが、こちらについては「望ましい」ということで、これは全てのシステムにおいて、望ましいという形でそのままとしております。

最終的にこのような形でクラウド固有の管理策を基礎基準とした上で、全てのシステムで考慮すべき事項については、リスク特性等に応じてという条件をつけて、特定システムにおいては、この措置が必要であるという形で報告書の内容を反映する形で修正を加えました。

では、説明を続けさせていただきます。資料を飛ばしましたが、【資料1-2】になります。今申し上げた内容は、表の中でいいますと1番、20番がその内容になります。30番につきましては、前回事務局で示しました対応方針に賛同する、すなわち付加基準と整理するのがよいのではないかというご意見ですが、こちらについては先ほどご説明したとおり、基礎基準として整理することとしましたので、原案の修正要否のところについては、否という形にさせていただいております。

表の中で今申し上げませんでした番号につきまして説明します。まずは16番、上から2つ目になります。こちらは前回もご意見及び対応方針を掲載しておりますが、外部委託先に対して書かれた対策について、再委託先も含めて実施するのかが不明確であり、範囲、定義を明確にしたほうがよいのではないかというご意見です。ご意見を踏まえまして、外部委託先については再委託先も含むということと、再委託先には再々委託先以下の階層を含むというふうに用語を定義しました。ただし、対策の中には、直接の外部委託先

に対しては実施するが再委託先に対しては実施しないものの中には含まれると思います。このため、明らかに対応が異なるものについては、外部委託先と再委託先について、実施する内容を基準の中で書き分けるということで対応しております。

該当箇所について、【資料 1 - 3】の 3 ページでご説明いたします。この基準は外部委託先を評価するというものですが、「4. 外部委託先の選定に関する手続きを明確にすることが必要である」と記載した箇所に修正を加えています。外部委託先は金融機関等から見れば、自ら選定するものということになりますが、再委託先については、前提として外部委託先が選定するということとなりますので、金融機関等から見ると、選定するという言葉づかいはふさわしくないため、2 行目「また、委託する業務の全部または一部が再委託される場合、再委託される業務の内容及びリスク特性に応じ再委託先の評価及び委託先に再委託を承認する手続きについても明確にすることが必要である」というように、委託先に対する対策と再委託先に対する対策を、このように書き分けています。

全て書き分けているわけではなく、直接の外部委託先及び再委託先で同様に実施するものについては、このような書き分けはしていません。

こちらのご意見につきましては、以上の対応をしております。

【資料 1 - 2】に戻っていただきまして、最後の行にある 31 番についてです。外部委託先に「共同センター」を含めるということで、今回は基準上に明記しました。共同センターも含めておりますが、個別業務の外部委託を行う場合と、勘定系システムを共同化するといった場合では、考慮事項に差があるため、そういった場合、共同センターへの移行、共同化を決定する上で、考慮すべきものを記載したほうがいいのではないかというご意見です。

これにつきましては、対応方針中で赤字にしていますが、【統 20.1】は外部委託をする際には範囲目的を明確にする、評価をするといった、先ほどの基準になります。この中に、「外部委託（共同センター・クラウドサービスの利用を含む）を行う場合には、事前に目的、範囲等を明確にすることが必要である。ただし、外部委託には、勘定系システムの共同化など、当該金融機関等の全体に大きな影響が生じるものがある。こうした場合、外部委託の決定にあたっては経営計画、中長期システム計画等を踏まえ総合的に評価することが考えられる」というふうに記載を追加しております。

語尾を「考えられる」としておりますので、これは対策という位置づけではないのですが、勘定系システムの共同化など、そういったシステム全体を移行するような場合には、

個別の業務の外部委託よりも広い視点で、総合的に評価を行うということを書き加えております。

加えて、前説の 24 ページの共同センターに関する各論を記載した部分につきましても、これは外部委託の報告書から転用しまして、「共同センターに対するリスク管理策は、システムが共同化されている程度や、利用金融機関相互の関係等を踏まえて検討されるべきものである」という部分を追加いたしました。

それ以外にも外部委託の基準原案の中に、赤字で追加もしくは削除した部分がございます。これは、読みやすさ対応、語句の統一といったものを加えておりますので、内容そのものを変えているものはございません。

これら修正を加えまして、こちらを原案としまして会員意見募集を受けたいと考えております。私からの説明は以上です。

○**瀧崎副座長** ありがとうございます。以上がご説明ですが、本件審議事項に対してご意見、ご質問等がございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、本件議案 1 につきましては、この方向で確定させていただきたいと思っております。

それでは【議案 2】基礎基準及び付加基準の対応方針について、事務局の松本総括主任研究員にご説明をお願いします。

3. 議案 2

○**松本総括主任研究員** 事務局の松本です。それでは【資料 2-1】基礎基準及び付加基準の対応・方針について、ご説明させていただきます。

まず、前回の専門委員会におきまして、論点を 3 つ事務局からご提示させていただきました。そちらにつきましては、事後意見等と合わせ、対応方針をご説明いたします。

まず論点 1 は、前回お示しさせていただいた基準の番号【実 13】「クラウドサーバにおける作業管理を行うこと」の対応についてです。本基準につきましては、複数の委員の方から、廃止してもよいのではないかとのご意見があり、この基準につきましては廃止したうえで、クライアントサーバの管理に関する基準と同等の対策、目的が定められている基準【実 10】【実 11】【実 12】に統合するという形で、改訂してはどうかという内容でございました。

こちらの論点に対しては、全てご賛同というご意見のみでございましたので、対応方針としましては、【実 13】のクライアントサーバの基準については、廃止して【実 10】【実 11】【実 12】に統合することとします。なお、クライアントサーバに関しては、現在の安全対策基準の中で定義している、コンピューターシステムに含めることとし、定義を改訂したいと考えております。

捕捉ですが、本日より、基準番号の最新化を行っております。先ほど申し上げました【実 10】【実 11】【実 12】の基準番号は、【実 36】【実 37】【実 38】になっておりますので、付け加えてご説明しておきます。

続きまして論点 2 でございます。前回の専門委員会の中で、個別のシステム、業務に関する基準につきましては、付加基準として整理する方針を固めさせていただきましたが、そうしましたところ、一部のご意見としまして下表の 3 つの基準も同様の考え方で、基礎基準から付加基準に変更したほうがよいといったご提案がございましたので、そちらを論点とさせていただいたものでございます。

こちらにつきましても、事後意見としましては、皆様ご賛同というご意見のみでございましたので、こちらの 3 つの基準につきましては付加基準に変更したいと考えます。

論点 3 でございます。こちらは、基礎基準を確定させることについての論点でございましたので、これまで審議していただいた内容と、本日の論点に関する検討結果を踏まえまして、基礎基準を確定させることをお示しさせていただきました。

こちらについては特段ご意見がございませんでしたので、これまで議論してきて、前回、ご提示させていただいている基礎基準の構成で確定していきたいと考えます。

続きまして裏面にいっていただきまして、本日の結果を踏まえまして、これまで 7 月から基礎基準について専門委員会で審議した対応方針等を整理しました。こちらの方針に基き会員意見募集を実施したいと考えます。

まず 1 番目でございますが、こちらは 7 月、8 月に審議しました基礎基準の選定にあたっての考え方の方針についてでございます。事務局からは、最初に基礎基準の考え方としまして、「統制・監査に関する基準」と「顧客データ漏洩防止に関する基準」と「コンテンジェンシープランの策定に関する基準」を、基礎基準の考え方としてお示しさせていただきました。審議の結果、「システムの運行管理に最低限必要な基準」、「システム不正防止に関する基準」も、基礎基準の考え方に加えることになりましたので、そちらを考え方を含めまして、基礎基準の選定にあたっての考え方を 8 月の専門委員会で申し合わせさせ

ていただきました。

続きまして2番目です。基礎基準、付加基準における解説部分の位置づけです。まず基礎基準、付加基準において解説部分で「必要である」という記載については、必須対策と位置づけるといった方針です。また、解説部分の中で、「望ましい」や例示している対策につきましては全てリスクベースアプローチによって選択的に適用される対策と位置づけることを方針といたしました。こちらにつきましては、前回の専門委員会で申し合わせさせていただきました。

また、必須対策がそもそも該当しない基準については、適用する必要がないため、点線の枠内に記載した文章を、改訂原案のフレームワークの脚注及び本文中で注釈を入れることとしました。

3番目は、設備基準を除いた、適用にあたっての考え方に「望ましい」と記載されている基準の位置づけです。こちらにつきましては付加基準と整理したうえで、適用にあたっての考え方に記載された「望ましい」の語尾は、全て「すること」に統一することを前回申し合わせさせていただきました。

4番目でございますが、個別のシステムや業務に関する実務基準の位置づけについては、付加基準と位置づける方針です。

5番目でございますが、最終的にこれらの方針に沿った形で基準の内訳です。全ての基準、168基準のうち基礎基準が106、付加基準が62となっています。統制、実務、監査の各内訳は表のとおりです。

以上をもちましてこの基礎基準、付加基準の審議を終えて、この内容をもとに会員意見募集を実施してまいりたいと考えております。私の説明は以上でございます。

○**刈崎副座長** 以上がご説明でございます。ご質問、ご意見等ありましたらよろしく願います。

よろしゅうございますか。それではこの内容で確定させていただきたいと思っております。

それでは【議案3】安全対策基準改訂原案（全編）について、事務局の丸山総括主任研究員、それから名取総括主任研究員よりご説明をお願いします。

4. 議案3

○**丸山総括主任研究員** お手元に【資料3-1】～【資料3-3】をご用意ください。ま

ず【資料3-1】ですが、こちらは、「1. 安全対策基準改訂原案（全編）について」ということで、現在の第8版と、第9版について左右対比した表を示しております。8版からどのような構成変更が行われるかの概要となります。

まずは、8版における「Ⅰ. 安全対策基準の考え方」と「Ⅱ. 本書の利用にあたって」については、9版のⅠ、Ⅱ、Ⅲとして構成を変更しております。内容としては、第8版ではセキュリティポリシーを起点に、そこから安全対策を決定し見直しをしていくという、PDCAサイクルを軸にした内容となっていました。第9版につきましては、ITガバナンス、ITマネジメントから始まって、安全対策の適用の方法、本書の利用にあたってという構成に変更しております。

続きまして、第8版「Ⅲ. 安全対策基準一覧表」は、第9版でも同じく一覧表としていますが、「1. 構成一覧」は大項目、中項目の概要、これまで基準の間に挟まっていた説明書きを一覧化して整理しております。さらに、「2. 基準一覧」ということで基準小項目、一つ一つの基準のインデックスといたしますか、一覧表を用意しています。その中に旧番号、すなわち現在の8版の番号を付記しております。

以降、基準につきましては、これまで今の8版でいいますと設備、運用、技術となっているものを、統制、実務、設備、監査という構成に変更しています。

8版の資料編というところに「セキュリティポリシーについて」という文章がございます。これは先ほど触れました8版の「1. 安全対策基準の考え方」の中で、PDCAサイクルを回すことを記載しており、その中でセキュリティポリシーが起点となることから、「セキュリティポリシーとは」という説明書きを資料編として掲載していました。先ほど述べましたとおり、第9版では考え方の内容を全面で見直しておりますので、資料編についても削除しようと考えております。

ご説明しております第9版の原案ですが、お手元の【資料4-3】、こちらはファイルになっておりますが、今ご説明した構成にて収録されております。本日は中を見てご説明することはないのですが、後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、【資料3-1】の「Ⅱ. 改訂原案に対するご意見への対応について」ご説明します。これまで前説と呼んできた部分ですが、正確にいきますと、Ⅰ. 概要・Ⅱ. フレームワーク・Ⅲ. 本書の利用にあたってまでの部分と、Ⅳ. 安全対策基準一覧表、基準本文（Ⅴ～Ⅷ）に該当する部分に関する各委員からのご意見及び対応方針を【資料3-2】、また読みやすさ対応に対するご意見を【資料3-3】にまとめております。

ではまず【資料3-2】「前説に対する各委員からのご意見・対応方針について」をご説明します。追加でご意見もいただいておりますが、これまで回答が残っていた部分も含めてご説明いたします。まず1/3ページ目のナンバー21、72、78の3つは関連性がありますが、金融関連サービスに関する説明、金融関連サービスを提供するシステムについて、安全対策基準の適用の方法等について前説に修正を加えております。

21番は金融関連サービスという言葉の意味するものが明確となるよう、用語として定義したというものです。金融関連サービスについては「金融サービスを補完するため金融機関等以外の事業者が提供するサービス」と定義を行いまして、さらに金融関連サービスを定義するために、金融サービスを「金融機関等が業法に基づき顧客に提供するサービス」として用語の定義を追加しました。そうすると、次に金融機関等という言葉で定義するということとなりますので、「銀行等の預金取扱金融機関、信託会社、保険会社、証券会社、クレジット会社等をいう。ただし、電子決済等代行業者などのFintech企業等を除く」として定義を追加しています。会員である金融機関にはその他の業態も一部含まれます。業界単位が含まれる場合もあり、個社で会員になっている方、企業等もごさいますが、そこは「等」という形で含めさせていただきました。さらにいいますと、Fintech企業には電子決済等代行業者以外の事業者もごさいますが、ここでは、金融関連サービスを提供する金融機関等以外の事業者が運用するシステムに対し、安全対策基準はそのまま適用するものではないということを説明するために、「ただし、電子決済等代行業者などのFintech企業等を除く」という説明を加えております。

続きまして72番になります。こちらは、Fintech企業等を含む3者間の構成の中の説明で、タイプBというものの解説を加えておりますが、対応方針の赤字の部分にある「タイプBにおいて、金融機関等が行う外部の統制の内容は」から続く文章の修正に関するものです。こちらの内容は、もともと書いていた文章ですと、Fintech企業等が行う本人確認等の業務と金融機関等が行う業務との違いが明確にならないということで、Fintech企業等が行う責務と金融機関等が行う責務というものをそれぞれ明確に書き分ける形で修正を行っております。

こちらについてはFintech企業等が行う、Fintech企業等の責務の範囲と金融機関等の責務の範囲が、今後さらに整理されてくると思っておりますが、現時点で書ける内容としては、金融機関等が統制を働かせる範囲というのは、Fintech企業等が個々の取引が顧客、利用者の指示に基づくものであるかを、Fintech企業が確認しているかどうかというのを

金融機関が確認することであるとして、Fintech の報告書の内容を反映する形で修正を加えております。

78 番はAPIチェックリストに関する内容になります。これも現時点では、まだAPIチェックリスト自体が試行版ではございますが、基礎基準を踏まえて策定されたAPIチェックリスト等を基にして、安全対策の実施基準を策定することが可能であるとし、APIチェックリストというものが、安全対策基準とダブルスタンダードにならないように使われていくものであるということを書いた部分になります。ここも将来的に見直しがあるかもしれませんが、現時点ではこのような表現とさせていただきます、ご意見者、あと委員の方々ともご意見を交えまして、このような内容で修正を加えさせていただきました。

1 / 3 ページの一番下になりますが、記述中に「等」や「など」が多用されておりますが、ここにつきましてはご意見、アドバイスいただきまして、適宜修正をさせていただいております。

続きまして2 / 3 ページ目になります。一番上の行になりますが、ここは、I. 概説の経営責任のあり方について解説した部分になります。もともとの文章は、リスクベースアプローチを実施した結果、リスクが残存しさらにそれが顕在化した場合、その顕在化したという結果だけをもって、責任を追及することはリスクベースアプローチの考え方と整合的ではないという認識が、当局と金融機関等の中で共有されるべきであるとしておりましたが、ここについてステークホルダーも当然共有されるべきであるというご意見を伺いまして、最終的には「当局やステークホルダーと金融機関等の間において」というふうに文章を修正させていただいております。

続けて2行目、同じく経営責任のあり方の中で、「金融機関等がリスクベースアプローチに従って安全対策を決定し、残存するリスクに対してコンテンジェンシープランを用意するということをしているのであれば、法的責任を果たしていると解釈されるべきである」という文章としておりました。この法的責任という言葉が、いわゆる司法判断をイメージさせるが、そういうことを言いたいわけであれば、その言葉について解釈を加えるなどの修正を加えたほうがいいのかというご意見でした。

対応方針としまして、こちら委員の方からご意見、アドバイスをいただきまして、法的責任は、裁判所の最終的な司法判断に限定しているものではないということを示すために、脚注6としてまず言葉自体を、「法的な責任」として、「ここで『法的な責任』とは、

裁判所の最終的な司法判断に限らず、コーポレートガバナンス・コードに準拠した対応や、金融規制上の行動規範に準拠するなど、経営層が広く日常において果たすべき行動や姿勢を尽くすことをいう」という説明書きを追加いたしました。

それからその同じページの下から2つ目、124番です。こちらは、基本原則が書かれたページのすぐ下に、基本原則に従ってやるべきことというものを書いたのですが、書き方、表現の仕方が第三者的な表現となっているというご指摘を受けまして、こちらについては、「金融機関等」を主語とした上で、主体的に取り組む内容というように文章の見直しをさせていただきます。

最後の3/3ページです。ナンバーでいいますと128番、上から3つ目になります。こちらは前説と呼んでいる中に図を幾つか今回加えております。その中にページを1ページ使う図がありまして、横にした形で表示しておりますので、見やすさの面でここは直したほうがいいのではないかとのご指摘、ご意見でした。

この図に限らず、前説の中に描かれている図がわかりづらいですとか、そういったものがほかにもあるかもしれません。そういったところも含め、会員からの意見が多いようでしたら、検討をさせていただきたいと考えております。ということで今回は、ここについては見送りさせていただきたいと考えております。

続けまして【資料3-3】読みやすさ対応になります。

○名取総括主任研究員 【資料3-3】について説明をさせていただきます。1ページ目の一番下No125までは前回の委員会から引き続いて提示しております。2ページ目以降が、今回新たにいただいたご意見となります。

まず資料の見方ですが、左側に基準番号が2つ並んでいます。一番左側は今回席上配付しております新しい番号となっており、その隣が従来からの暫定の番号ということになります。

まず1ページ目ですが、前回の委員会では、右端が「対応予定」となっていましたが、今回「対応要」の部分については、全て「対応済み」となっています。

また、2ページ目以降は35件ほどご意見をいただいておりますが、「対応要」の部分については、今回配付の基準原案に全て反映しております。

よって、読みやすさ対応としましては、いただいたご意見について一通りの対応が完了していますので、この内容で会員意見募集にかけたいと考えております。

しかしながら、一部いただいたご意見の中で、今回の改訂では「見送り」とし、次回以降の改訂の積み残しとさせていただきたい部分がありますので、その部分を説明させていただきます。

まず No29 ですが、こちらは主にパスワードの定期変更が推奨されなくなってきているという点についての基準への反映ということになります。対応方針に記載させていただいたとおり、より詳細な調査と検証が必要と考えておりますので、今回積み残しとさせていただきたいと考えております。なお、同様のご意見を No139 でもいただいております。

続いて No113 です。スマートデバイス向けの対策になります。こちらについても、次回以降の改訂の積み残しとさせていただきたいと考えております。

続いて No138。こちらは要員の教育におけるスキル評価についての例示になります。こちらについても、情報収集等が必要になるため、次回以降の改訂の積み残しとさせていただきたいと考えております。資料の説明は以上になります。

○**刈崎副座長** ありがとうございます。それでは、皆様からご意見、ご質問等を承りたいと思います。よろしく申し上げます。

よろしゅうございますか。それでは本内容にて原案確定とさせていただきたいと思いません。

それでは、次に【議案4】会員意見募集の実施について、和田部長よりご説明をお願いします。

5. 議案4

○**和田監査安全部長** 和田です。手元の【資料4-1】～【資料4-4】をご用意ください。

今ちょうど終わったところですが、改訂原案の取りまとめ、前説から基準、改訂原案の取りまとめが終了したということで、広く意見を取り入れる分ために、FISCの会員の皆様から意見募集を下記のとおり実施することをご承認いただきたいと思いますという資料になります。どのように実施するかというところが下に書いてあります。

「1 意見募集対象」です。平成29年度安全対策専門委員会（以下、「専門委員会」）にて取りまとめた安全対策基準改訂原案に対し意見募集を実施したい。意見募集の実施にあたっては、FISC、当センターのホームページの会員向けWebサイトへ4つの資料を

掲載いたします。

【資料1】としては、安全対策基準（第9版）の改訂概要になります。これは【資料4-2】になります。今までいろいろご議論いただいた内容について、PowerPoint でまとめた資料になります。これを掲載する予定です。

続きまして、改訂原案（全編）、本日配付した【資料4-3】をPDFでアップいたします。

次に【資料3】として改訂原案ですが、こちらは基準のみです。今まで改訂が行われた際には、旧と新の新旧対照表をつけていたのですが、今回あまりにも改訂が多岐にわたっていますので、新旧対照表をつくるのが事実上困難な状況です。したがって、基準のほうに8版との改訂履歴のどこが変わったのかというコメントをつけた原案をアップしていこうと考えております。

最後に【資料4】ですが、本日の【資料4-4】のFAQをアップしようと思っております。

募集期間ですが、平成29年11月28日から平成30年1月12日までになります。

提出方法につきましては、所定の意見提出書式に会社名、部署、氏名、意見等をご記入いただき、電子メールまたは郵送によってFISCの事務局にご提出いただきたいと思います。

意見に対する回答ですが、ホームページの会員向けウェブサイトに掲載していく予定です。

次回の専門委員会で、改訂原案の修正版をFISCのほうで作成いたしますので、その内容についてご審議いただくということになります。ただ、誤字、脱字、軽微な字句、語句等の修正につきましては、事務局の判断で適宜行うこととしますので、その点につきましてはご了承ください。

【資料4-1】の裏面になりますが、今お話しした内容をスケジュールとして記載しております。繰り返しになりますが、意見募集は平成29年11月28日から平成30年1月12日、第61回の安全対策専門委員会を平成30年2月23日に開催予定です。この間にFISC事務局で、意見に対する回答案、改訂原案を作成しますので、61回の専門委員会でご審議いただきたい。

平成30年3月30日に当センターホームページの会員向けWebサイトにて、安対のPDF版を発刊いたします。なお、冊子による発刊は5月ごろを予定しております。説明は以

上です。

○荻崎副座長 以上がご説明であります。ご意見、ご質問等お願いします。

○服部委員 ガイドライン検索システムへの反映は、いつごろになりますでしょうか。

○和田監査安全部長 ガイドライン検索システムは、今のところは7月末を目標に改訂を進めようとしております。

○荻崎副座長 ほかはいかがですか。よろしゅうございますか。

それでは、この内容でご承認いただいたということで、このスケジュールで進めさせていただきます。ありがとうございます。

次に事務連絡について、和田部長からお願いします。

6. 事務連絡

○和田監査安全部長 和田です。議事次第のVにございますとおり、次回安全対策基準の改訂に関する専門委員会の開催は第61回になります。日程は、2月23日金曜日、時間・場所とも本日と同じで15時から17時を予定しております。なお、第60回の専門委員会は、安対の改訂と並行して検討してまいりましたIT人材の確保・育成計画の策定のための手引書に関する会員募集の結果を専門委員の方々に審議していただくということを予定しております。ただ、開催形態につきましては、前回の第58回専門委員会と同様、書面開催も含め調整中でございますので、後日正式にご案内させていただきます。

なお、第61回専門委員会をもちまして、今年度の安全対策基準に関する審議を全て終える予定でございますので、当日、委員会終了後に懇親会を開催したいと考えております。ご案内は別途させていただきますので、皆様、できる限りぜひご参加いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。以上が事務連絡となります。

7. 閉会

○荻崎副座長 ありがとうございます。

全体を通して何かご質問等ございましたら、何なりとどうぞお願いします。よろしゅう

ございますか。

それでは、本日の委員会をもちまして安全対策基準の委員会原案が確定し、会員の意見募集の実施をご承認いただいたということにさせていただきたいと思います。

この委員会の開催に当たりまして、委員の皆様方からご協力をありがとうございました。最初にFISCさんのほうから計画を聞きましたときには、こんな短期間で事務局も委員の皆様も大丈夫かなというふうに心配したのでありますが、事務局の方も相当頑張っていたいただきましたが、各委員の皆様におかれましても、短期間に大部の資料に目を通していただきました。大きな方向性のみならず、細かな点に至るまで、真剣に指摘していただきまして真摯に議論をしていただいたと思います。立派な改訂原案ができたものと感じております。本当にありがとうございました。

最後に座長の細溝理事長よりご挨拶をいただきたいと思います。理事長、よろしく願いいたします。

○細溝座長 FISCの理事長の細溝でございます。本日はこの専門委員会におきまして、安対基準の改訂原案が確定しました。そして、会員の意見募集の実施もご承認いただきました。ということで一言御礼申し上げたいと思います。

今回の安対基準の改訂は、外部委託とFintechの2つの有識者検討会の提言を踏まえまして、30年ぶりの大改訂になりました。今、副座長からもお話がありまして、昔は金融機関が自前でシステムを構築して運用するのが当たり前だという時代の安全対策基準から、共同センターも含めまして、外部を活用するのが当たり前だという時代の安全対策基準に改訂するというので、棚卸し作業が非常に広範に起こりました。

そういうことで5月以来9回、この専門委員会を開催させていただきました。そういった意味で前例のない委員会運営になっております。瀧崎様には副座長としてご苦勞をお願いして、委員会を円滑に運営させていただきました。

また、各専門委員、検討委員の皆様方にはそれぞれのお立場から、精力的にご議論を重ねていただきまして、今回このコンセンサスができたということで、改めて御礼申し上げたいと思います。

来年2月の専門委員会におきまして、会員からの意見募集の結果、それから安全対策基準の発刊に関してご審議いただきます。またその節にはよろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

○瀧崎副座長 理事長、ありがとうございました。それでは第 59 回の安全対策専門委員会を終了いたします。お忙しい中をありがとうございました。

以上